

同意書 及び 誓約書

- 1 洞爺湖町放課後児童クラブのしおりに記載された事項を理解し遵守するとともに、児童クラブの利用に必要な世帯及び同居する者の住民基本台帳、課税情報の閲覧について同意します。
- 2 放課後児童クラブ内の事故に係る損害賠償については、入会児童が加入する傷害保険の範囲内で補償を受けることを承諾し、その他の損害については、小学校等の設置者及び管理者に対する損害賠償権を放棄します。
- 3 放課後児童クラブの利用に関し必要な場合は、児童の情報に関する情報について必要な範囲内において小学校、関係機関へ情報共有することに同意します。
- 4 申請内容に変更があった場合は速やかに届出を行います。また、申請書類の内容に虚偽があった場合には入所承諾を取り消されても異議申し立ていたしません。
- 5 児童が支援員の指示に従うとともに、他の利用者の迷惑となるような行為はせず、集団生活を行うことができるよう家庭で指導を行います。クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合、入所承諾を取り消されても異議申し立ていたしません。
- 6 利用料については、納期限までに必ず納付します。正当な理由なく滞納が続いた場合、入所承諾を取り消されても異議申し立ていたしません。

令和 年 月 日

洞 爺 湖 町 長 様

住所 _____

保護者氏名 _____

児童名 _____